

平成29年
3月12日スタート!

改正道路交通法が施行されます

裏面も
ご覧ください

準中型免許の新設

その1 準中型免許の新設

準中型免許では、**車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)**の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。

最大積載量
4.5トン未満



その2 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、**18歳から普通免許なしでも取得**できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日



その3 準中型免許に係る初心運転者期間制度



初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには**1年間初心者マークを付けなければなりません。**

その4 すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに、**限定解除審査(※)に合格**すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は運転免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

免許の区分、受験資格等の改正概要

改正前

車両総重量	5トン	11トン
最大積載量	3トン	6.5トン

普通自動車
普通免許
18歳以上

中型自動車
中型免許
20歳以上
普通免許等保有2年

大型自動車
大型免許
21歳以上
普通免許等保有3年

平成29年3月12日より、
免許の区分、受験資格等が
このように改正されます



改正後

車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン
最大積載量	2トン	4.5トン	6.5トン

普通自動車
普通免許
18歳以上

準中型自動車
準中型免許
18歳以上

中型自動車
中型免許
20歳以上
普通免許等保有2年

大型自動車
大型免許
21歳以上
普通免許等保有3年